

令和6年6月吉日  
有徳会発第1号

ご利用者、ご家族各位  
居宅介護支援事業所各位

社会福祉法人 有徳会  
理事長 野沢有二

### 令和6年6月以降の処遇改善加算について

拝啓 向暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、令和6年度の介護保険法改正に伴い4月に料金改定のご案内をさせていただいておりましたが、6月より介護職員処遇改善加算の体系が一本化となり、算定率に変更となるため改めてお知らせさせていただきます。

皆様のご理解の程、よろしく願いいたします。

敬具

#### 記

令和6年5月まで(特養・短期共通)		令和6年6月～(特養・短期共通)	
介護職員処遇改善加算 I	8.3%	介護職員等処遇改善加算 I (一本化)	14.0%
介護職員等特定処遇加算 I	2.7%		
介護職員等ベースアップ等 支援加算	1.6%		

※これまで通り、月のサービス、加算を含めた総単位数に乗じた単位数となります。

以上

# 2024年6月から「介護保険サービス利用料」が 変わります

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

## 2024年度介護職員の処遇改善加算 改正のポイント

☑ 介護現場における人材確保を更に推し進めるため、令和6年6月以降、処遇改善のための加算充実策を講じます。

☑ この加算は、既に9割以上の事業所<sup>※</sup>で利用されており、この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員などの職員の処遇改善に充てられています。

※：対象となる介護サービス事業所に対する、取得事業所の割合

☑ ご利用の介護サービス事業者がこの制度を利用・申請した場合、**6月以降、介護サービス利用料が上がる可能性があります。**

※：ご不明点は以下の相談窓口まで。

### 【参考】

利用者の皆さまの負担が過重にならないよう、自己負担額が、一定額<sup>※</sup>を超えた場合、申請により払い戻される仕組みなどがあります。（高額介護サービス費）<sup>※</sup>：所得に応じて設定  
また、処遇改善加算は区分支給限度基準額外のため、現在利用されているサービスの回数や時間への影響はありません。

詳しくは自治体またはケアマネジャーや介護サービス事業者の相談員にお尋ねください。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

関係情報はこちら  
（随時更新）⇨



# 高額介護（介護予防）サービス費の概要について

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額〕が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満 ③課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円

## ●個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\text{(利用者負担世帯合算額 - 世帯の上限額)} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

⇒ 高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。